

江 東 区 公 報

目 次

◎規 則

江東区子どもの医療費の助成に関する条例 施行規則の一部を改正する規則(42) ……………	2
江東区建築基準法施行細則等の一部を改正 する規則(43) ……………	2
江東区特別区税条例施行規則の一部を改正 する規則(44) ……………	3

◎規 則（議）

江東区議会会議規則の一部を改正する規則 (4) ……………	8
----------------------------------	---

◎訓 令

江東区公文規程の一部改正(5) ……………	8
江東職員通勤手当支給規程の一部改正(6) ……	10

◎訓 令（教）

江東区立幼稚園教育職員の通勤手当支給規 程の一部改正(1) ……………	10
--	----

◎訓 令（議）

江東区議会の個人情報の保護に関する条例 施行規程の一部改正(1) ……………	11
---	----

◎告 示

指定地域密着型サービス事業者の指定につ いて(183) ……………	11
指定特定相談支援事業及び指定障害児相談 支援事業の指定について(186) ……………	12
保管自転車の処分について（令和 8 年 4 月 下期）(189) ……………	12
第 1 回区議会臨時会の招集について(190) ……	12
江東区告示式の一部改正(193) ……………	12
環境学習情報館の臨時休館について(194) ……	12
指定特定相談支援事業及び指定障害児相談 支援事業の指定について(196) ……………	12
第 2 回区議会定例会の招集について(198) ……	12
指定居宅介護支援事業者の指定について (199) ……………	13

◎告 示（教）

江東区指定文化財の指定について(7) ……………	14
--------------------------	----

江東区指定文化財の登録について(8) ……………	14
江東区指定文化財の登録解除について(9) ……	14
令和 8 年第 5 回江東区教育委員会定例会 の招集について(10) ……………	14

◎告 示（選）

選挙人名簿からの抹消(17) ……………	17
選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、 3 分の 1 の数及び 6 分の 2 の数(18) ……	17
在外選挙人名簿からの抹消(19) ……………	17

◎告 示（監）

令和 7 年度第 4 回定期財務監査の結果につ いて(8) ……………	17
--	----

◎区 議 会

区議会議決事項 ……………	18
（令和 8 年第 1 回臨時会）	

規	則
---	---

江東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 5 月 2 0 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 4 2 号

江東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

江東区子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（平成 4 年 1 2 月江東区規則第 6 2 号）の一部を次のように改正する。

第 1 1 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 医療証交付対象者の保護する子どもが死亡し、又は国外に転出した場合
- (2) 医療証交付対象者の保護する子どもが 1 8 歳に達した日以後の最初の 3 月 3 1 日を経過した場合

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

江東区建築基準法施行細則等の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 5 月 2 0 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 4 3 号

江東区建築基準法施行細則等の一部を改正する規則

（江東区建築基準法施行細則の一部改正）

第 1 条 江東区建築基準法施行細則（昭和 4 0 年 3 月江東区規則第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「に定める掲示場への掲示」を「の規定の例により行うもの」に改める。

第 2 3 条第 3 項中「江東区役所の門前掲示場に掲示して」を「江東区公告式条例第 2 条第 2 項の規定の例により」に改める。

（江東区不燃化推進特定整備地区における老朽建築物等の適正管理に関する条例施行規則の一部改正）

第 2 条 江東区不燃化推進特定整備地区における老朽建築物等の適正管理に関する条例施行規則（平成 2 6 年 6 月江東区規則第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 項第 1 号中「による門前掲示場へ

の掲示」を「の例により行う方法」に改め、同項第 3 号を削り、同項第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同項第 3 号とする。

（江東区清掃リサイクル条例施行規則の一部改正）

第 3 条 江東区清掃リサイクル条例施行規則（平成 1 2 年 3 月江東区規則第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 0 条中「門前掲示場に掲示して」を「江東区公告式条例（昭和 2 9 年 1 2 月江東区条例第 7 号）第 2 条第 2 項の規定の例により」に改める。

第 1 2 条第 2 項中「門前掲示場に掲示して」を「江東区公告式条例第 2 条第 2 項の規定の例により」に改める。

（江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の一部改正）

第 4 条 江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則（昭和 6 0 年 1 1 月江東区規則第 4 7 号）の一部を次のように改正する。

第 3 5 条中「江東区役所の門前掲示場への掲示」を「江東区公告式条例（昭和 2 9 年 1 2 月江東区条例第 7 号）第 2 条第 2 項の規定の例による方法」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 5 月 2 1 日から施行する。

（江東区建築基準法施行細則の一部改正に伴う経過措置）

2 第 1 条の規定による改正後の江東区建築基準法施行細則の規定は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に行う公告について適用し、施行日前に行った公告については、なお従前の例による。

（江東区不燃化推進特定整備地区における老朽建築物等の適正管理に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

3 第 2 条の規定による改正後の江東区不燃化推進特定整備地区における老朽建築物等の適正管理に関する条例施行規則の規定は、施行日以後に行う公表について適用し、施行日前に行った公表については、なお従前の例による。

（江東区清掃リサイクル条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

4 第 3 条の規定による改正後の江東区清掃リサイクル条例施行規則の規定は、施行日以後に行

う公表について適用し、施行日前に行った公表については、なお従前の例による。

（江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 5 第 4 条の規定による改正後の江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例施行規則の規定は、施行日以後に行う公表について適用し、施行日前に行った公表については、なお従前の例による。

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 5 月 2 9 日

江東区長 大久保 朋 果

◎江東区規則第 4 4 号

江東区特別区税条例施行規則の一部を改正する規則

江東区特別区税条例施行規則（昭和 4 0 年 3 月江東区規則第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

別記第 6 号様式（乙）を次のように改める。

別記第 6 号様式 (乙) (第 5 条関係)

年度 特別区民税・都民税 簡易申告書

江東区長 殿

年 月 日 提出

1月1日 現在の住所	江東区	
ふりがな		
氏 名		
生年月日	年	月 日
個人番号		
電話番号		職業

・この申告書は、江東区から 年度特別区民税・都民税申告書を送付した方のうち、まだ提出が確認できない方等にお送りしています。
年中の所得状況等をこの申告書に記入し、同封の返信用封筒にて返送してください。

・収入がなかった方は、以下の記入は不要です。
・収入があった方は、以下のうち該当する項目に記入してください。

①給与収入があった方

収入金額	円
------	---

※源泉徴収票の写しを同封してください。お持ちでない場合は裏面⑧「給与所得の内訳」に記入し、合計額を左欄に転記してください。

②年金収入があった方 (国民年金・厚生年金・その他公的年金の合計)

収入金額	円
------	---

※源泉徴収票の写しを同封してください。
※遺族年金・障害年金・老齢福祉年金等の課税対象外のものは含みません。

③その他の収入があった方 (当てはまる欄目にチェック☑をしてください)

☐ 営業等 ☐ 不動産 ☐ 配当	収入金額 (A)	必要経費 (B)	所得金額 (A-B)
☐ 雑 ☐ その他 ()	円	円	円

④所得から差し引く金額がある方 (以下の欄に記載のない控除を申告する場合は、1 課にお問い合わせください。)

社会保険料控除	健康保険	円	後期高齢者医療保険	円
	介護保険	円	国民年金 (要証明書)	円
生命保険料控除 (要証明書)	新生命保険支払額の合計	円	新個人年金支払額の合計	円
	旧生命保険支払額の合計	円	旧個人年金支払額の合計	円
地震保険料控除 (要証明書)	地震保険支払額の合計	円	旧長期借入金保険料支払額の合計	円

※(要証明書)と記載がある控除は、内容を確認できる書面を同封してください。(コピー可)

本人該当 (該当項目にチェック☑をしてください。)	☐ 寡婦控除	状況を次から選択してください。 ☐ 死別 ☐ 離婚 ☐ 未婚	☐ 勤労学生控除 (要証明書) (学校名) 年 在学	☐ 障害者控除 (要証明書) 身・精・愛・他 級(度) 交付自治体:
	☐ ひとり親控除	☐ 生死不明 ☐ 未婚		

扶養控除・特定親族特別控除又は16歳未満の扶養親族	1 人目	ふりがな	続柄	円
		氏名	特定親族の合計所得	円
		生年月日	☐ 障害者控除 (要証明書) 身・精・愛・他 級(度) 交付自治体:	☐ 同居 ☐ 別居 (親属等へ記入)
		個人番号		
2 人目	ふりがな	続柄	円	
	氏名	特定親族の合計所得	円	
	生年月日	☐ 障害者控除 (要証明書) 身・精・愛・他 級(度) 交付自治体:	☐ 同居 ☐ 別居 (親属等へ記入)	
	個人番号			
3 人目	ふりがな	続柄	円	
	氏名	特定親族の合計所得	円	
	生年月日	☐ 障害者控除 (要証明書) 身・精・愛・他 級(度) 交付自治体:	☐ 同居 ☐ 別居 (親属等へ記入)	
	個人番号			

配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	ふりがな	円
	配偶者の氏名	円
	生年月日	円
	☐ 障害者控除 (要証明書) 身・精・愛・他 級(度) 交付自治体:	☐ 同居 ☐ 別居 (親属等へ記入)
	個人番号	円
同一生計配偶者	給与収入	円
	配偶者の収入	円
	公的年金等収入	円
	その他の所得	円

※障害者控除に該当する方について、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の写し又はこれ以外の該当する証明書の写しを同封してください。
※扶養親族等が 4 人以上いる場合は、総書き票添付に記入してください。
※別居の配偶者・扶養親族等がいる場合は、裏面に住所を記入してください。
※16歳未満の扶養親族 (年) 3 月 31 日現在に生まれた方) は、扶養控除の適用はありませんが、住民税の課税所得決定等に必要となります。

⑤給与、公的年金等に係る所得以外 (年 4 月 1 日において 65 歳未満の方は給与所得以外) の特別区民税・都民税の納税方法

☐給与から差し引き (特別徴収) (希望があればチェック☑を入れてください。)
☐自分で納付 (普通徴収)

⑥給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある方で、源泉徴収票をお持ちでない方は記入してください。)

月	日給	勤務日数	月収
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
賞与等			
合計			
法人番号又は所在地			
勤務先名称			
電話番号			

⑦他の区市町村で課税及び納税されている方

区市町村名	
課税地 の 住 所	

【開合せ先】

江東区役所
電話

部

1000

FAX

⑧4人目以降の扶養親族等がいる場合

扶養控除・特定親族特別控除又は国歳未満の扶養親族の続き	4人目	ふりがな		続柄	
		氏名		特定親族の 合計所得	
		生年月日	☐ 障害者控除(要証明書) 身・精・愛・他 級(度) 交付自治体:	☐ 同居 ☐ 別居 (下記第1～第3人)	
		個人番号			
	5人目	ふりがな		続柄	
		氏名		特定親族の 合計所得	
		生年月日	☐ 障害者控除(要証明書) 身・精・愛・他 級(度) 交付自治体:	☐ 同居 ☐ 別居 (下記第1～第3人)	
		個人番号			
	6人目	ふりがな		続柄	
		氏名		特定親族の 合計所得	
生年月日		☐ 障害者控除(要証明書) 身・精・愛・他 級(度) 交付自治体:	☐ 同居 ☐ 別居 (下記第1～第3人)		
個人番号					

⑨別居の配偶者・扶養親族等の住所

	氏名	住所	国外居住 (登記用書)
1			☐ 配偶者 ☐ 障害者 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の年金 ☐ 30歳未満又は70歳以上
2			☐ 配偶者 ☐ 障害者 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の年金 ☐ 30歳未満又は70歳以上
3			☐ 配偶者 ☐ 障害者 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の年金 ☐ 30歳未満又は70歳以上
4			☐ 配偶者 ☐ 障害者 ☐ 障害者 ☐ 38万円以上の年金 ☐ 30歳未満又は70歳以上

※国外に居住している親族を扶養している場合は、扶養されている方との関係が分かる「親族関係書類」と、各人への「送金関係書類」を同封してください。被扶養者の年齢等により必要書類が異なります。
詳細は 課までお問い合わせください。

別記第16号様式を次のように改める。

(その4)

年度 納税区民税・住民税・森林環境税 課税内納税者 氏名

通知番号 氏名

(1) 所得金額の内訳 (単位:円)

収入	所得合計
給与収入	
退職所得	
年金収入	
その他収入	
合計	

(2) 所得控除の内訳

控除	所得合計
給与控除	
退職所得控除	
年金控除	
その他控除	
合計	

(3) 所得税額の内訳

所得	税率	税額
給与所得		
退職所得		
年金所得		
その他所得		
合計		

(4) 所得税額の内訳

所得	税率	税額
給与所得		
退職所得		
年金所得		
その他所得		
合計		

(5) 所得税額の内訳

所得	税率	税額
給与所得		
退職所得		
年金所得		
その他所得		
合計		

(6) 所得税額の内訳

所得	税率	税額
給与所得		
退職所得		
年金所得		
その他所得		
合計		

(7) 所得税額の内訳

所得	税率	税額
給与所得		
退職所得		
年金所得		
その他所得		
合計		

(8) 所得税額の内訳

所得	税率	税額
給与所得		
退職所得		
年金所得		
その他所得		
合計		

(9) 所得税額の内訳

所得	税率	税額
給与所得		
退職所得		
年金所得		
その他所得		
合計		

(10) 所得税額の内訳

所得	税率	税額
給与所得		
退職所得		
年金所得		
その他所得		
合計		

(11) 所得税額の内訳

所得	税率	税額
給与所得		
退職所得		
年金所得		
その他所得		
合計		

(12) 所得税額の内訳

所得	税率	税額
給与所得		
退職所得		
年金所得		
その他所得		
合計		

(13) 所得税額の内訳

所得	税率	税額
給与所得		
退職所得		
年金所得		
その他所得		
合計		

(14) 所得税額の内訳

所得	税率	税額
給与所得		
退職所得		
年金所得		
その他所得		
合計		

(15) 所得税額の内訳

所得	税率	税額
給与所得		
退職所得		
年金所得		
その他所得		
合計		

(16) 所得税額の内訳

所得	税率	税額
給与所得		
退職所得		
年金所得		
その他所得		
合計		

(17) 所得税額の内訳

所得	税率	税額
給与所得		
退職所得		
年金所得		
その他所得		
合計		

(18) 所得税額の内訳

所得	税率	税額
給与所得		
退職所得		
年金所得		
その他所得		
合計		

(19) 所得税額の内訳

所得	税率	税額
給与所得		
退職所得		
年金所得		
その他所得		
合計	</	

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和8年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の江東区特別区税条例施行規則の別記様式によ

る用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

規 則 (議)

江東区議会会議規則の一部を改正する規則を公布する。

令和 8 年 5 月 25 日

江東区議会議長 劔 先 美 彦

◎江東区議会規則第 1 号

江東区議会会議規則の一部を改正する規則
江東区議会会議規則（昭和 31 年 9 月区議会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 50 条第 3 項に次のただし書を加える。

ただし、議長が認める者については、挙手をもって起立とみなすことができる。

第 80 条第 1 項に次のただし書を加える。

ただし、議長が認める者については、挙手をもって起立とみなすことができる。

第 86 条第 2 項ただし書中「起立の方法で」を「第 80 条第 1 項に定める方法により、」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

◎江東区訓令甲第 5 号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

江東区公文規程（昭和 49 年 12 月江東区訓令甲第 8 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 5 月 20 日

江東区長 大久保 朋 果

第 3 条に次の 1 項を加える。

4 公文に用いる敬称は、原則として「様」とする。ただし、次の各号のいずれかに該当するものは、この限りでない。

- (1) 法令、条例、規則等で定められている様式で、その定めによらなければならないもの
- (2) 役職名、組織名、機関名又は団体名（役職名の付いた個人名を含む。）で「殿」を用いることが適当なもの
- (3) 企業、団体等の組織名で「御中」を用いることが適当なもの（前号に掲げるものを除く。）
- (4) 宛先を同じ名称で記載した同一文書を複数の人に宛てる場合で「各位」を用いることが適当なもの
- (5) 表彰文の性質上、「殿」、「さん」又は「君」を用いることが適当なもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、文章の内容、形式等に照らし、「様」を用いることが適当でないもの

別記 2 中「〔印〕」を削る。

別記 3 を次のように改める。

別記 3 公布文の形式

第 1 条例

例文 4 3

〔4 行空ける〕

□□・・・・・・条例を公布する。

〔3 行空ける〕

□□□・・年・・月・・日

〔5 行空ける〕

江東区長 〔署 名〕

【説明】

公布する旨の文言が 2 行にわたる場合においても、公布年月日は 9 行目とし、署名は 1 5 行目とする。

第 2 規則

例文 4 3 の 2

〔4 行空ける〕

□□・・・・・・規則を公布する。

〔3 行空ける〕

□□□・・年・・月・・日

〔5 行空ける〕

江東区長 氏 名

【説明】

公布する旨の文言が 2 行にわたる場合においても、公布年月日は 9 行目とし、記名は 1 5 行目とする。

別記 4、別記 5 及び別記 8 から別記 11 までの規定中「〔印〕」を削る。

附 則

この規程は、令和 8 年 5 月 21 日から施行する。

◎江東区訓令甲第 6 号

庁 中 一 般
出 張 所
事 業 所

江東区職員通勤手当支給規程（昭和 33 年 10 月江東区訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 5 月 29 日

江東区長 大久保 朋 果

第 6 条第 1 項中「おいては、」を「おいては」に、「職員が離職し」を「職員が離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が江東区の休日定める条例（平成元年 3 月江東区条例第 1 号）第 1 条第 1 項に規定する江東区の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い江東区の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行し、改正後の江東区職員通勤手当支給規程の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

訓 令 （ 教 ）

◎江東区教育委員会訓令甲第 1 号

教育委員会事務局
区 立 幼 稚 園

江東区立幼稚園教育職員の通勤手当支給規程（平成 12 年 3 月江東区教育委員会訓令甲第 3 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 5 月 29 日

江東区教育委員会

第 7 条第 1 項中「おいては、」を「おいては」に、「職員が離職し」を「職員が離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が江東区の休日定める条例（平成元年 3 月江東区条例第 1 号）第 1 条第 1 項に規定する江東区の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い区の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行し、改正後の江東区立幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の規定は、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

訓 令 （ 議 ）

◎江東区議会訓令甲第 1 号

江東区議会事務局

江東区議会の個人情報の保護に関する条例施行
規程（令和 5 年 3 月江東区議会訓令甲第 1 号）の
一部を次のように改正する。

令和 8 年 5 月 1 5 日

江東区議会議長 釧 先 美 彦

第 3 条第 5 号中「第 1 9 条の 4 第 1 項第 5 号」
を「第 1 9 条の 4 第 1 項第 4 号」に改め、同条第
1 6 号中「第 1 2 条第 3 項の被保険者証の番号及
び保険者番号」を「第 2 0 1 条の 2 第 1 項に規定
する被保険者番号等」に改める。

附 則

この規程は、令達の日から施行する。ただし、
第 3 条第 5 号の改正規定は、令和 8 年 6 月 1 4 日
から施行する。

告 示

◎江東区告示第 1 8 3 号

介護保険法第 7 8 条の 2 第 1 項の規定により指
定地域密着型サービス事業者を指定したので、同
法第 7 8 条の 1 1 の規定に基づき、下記のとおり
告示する。

令和 8 年 5 月 8 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 介護保険事業所番号
1 3 9 2 2 0 1 2 4 8
- 2 事業所の名称及び所在地
一笑苑 柴又
東京都葛飾区柴又 4 - 2 8 - 8 第 6 みつの
ビル 1 F
代表理事 佐々木 弘志
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
一般社団法人友愛会
神奈川県横浜市旭区上白根町 8 9 1 番地
西ひかりが丘団地 1 8 - 7 - 1 0 3
- 4 指定年月日
令和 8 年 5 月 1 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

◎江東区告示第 1 8 4 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援
するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第
5 1 条の 2 0 第 1 項及び児童福祉法（昭和 2 2 年
法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 8 第 1 項の規定に
基づき事業所を指定したので、下記のとおり公示
する。

令和 8 年 5 月 8 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 設置者の名称及び主たる事務所の所在地
合同会社庵
東京都江東区大島 6 - 1 - 3 - 1 4 0 1
- 2 事業所の名称及び所在地
相談支援事業所庵
東京都江東区大島 6 - 1 - 1 - 6 0 9
- 3 指定年月日
令和 8 年 5 月 1 日
- 4 事業の種類
特定相談支援事業
障害児相談支援事業

- 5 事業の主たる対象者
特定なし

◎江東区告示第 1 8 9 号

江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和 6 0 年 1 0 月江東区条例第 2 8 号）第 1 5 条第 2 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により保管した自転車で利用者等の確認ができないものについて、別紙のとおり告示する。

なお、この告示のときから 1 か月を経過しても当該自転車を返還することができない場合は、同条例第 1 5 条第 3 項及び第 2 3 条第 2 項の規定により、当該自転車を処分する。

令和 8 年 5 月 1 8 日

江東区長 大久保 朋 果

〔別紙省略〕

◎江東区告示第 1 9 0 号

下記事件につき、令和 8 年第 1 回江東区議会臨時会を 5 月 2 5 日に招集する。

令和 8 年 5 月 1 8 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 江東区議会会議規則の一部を改正する規則
- 2 専決処分した事件の報告及び承認について

◎江東区告示第 1 9 3 号

江東区告示式（昭和 2 9 年 1 2 月江東区告示第 3 9 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 5 月 2 0 日

江東区長 大久保 朋 果

本文中「江東区役所の門前掲示場に掲示することを以て」を「江東区ホームページへの掲載又は江東区役所の門前掲示場への掲示により行うことをもって」に改める。

附 則

この規程は、令和 8 年 5 月 2 1 日から施行する。

◎江東区告示第 1 9 4 号

江東区環境学習情報館条例（平成 1 8 年 1 2 月江東区条例第 5 4 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき、下記のとおり休館する。

令和 8 年 5 月 2 1 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 休館する施設

名 称	位 置
江東区環境学習情報館	江東区潮見一丁目 2 9 番 7 号

- 2 休館日
令和 8 年 6 月 6 日（土）
- 3 理由
環境フェア開催準備のため

◎江東区告示第 1 9 6 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）第 5 1 条の 2 0 第 1 項及び児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）第 2 4 条の 2 8 第 1 項の規定に基づき事業所を指定したので、下記のとおり公示する。

令和 8 年 6 月 1 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 設置者の名称及び主たる事務所の所在地
株式会社オハナ・ケア
東京都江東区東陽 5 - 2 5 - 1 0 いづみコーポ 1 1 4 号
- 2 事業所の名称及び所在地
オハナ・ケアサービス江東（相談支援）
東京都江東区東陽 5 - 2 5 - 1 0 いづみコーポ 1 1 4 号
- 3 指定年月日
令和 8 年 6 月 1 日
- 4 事業の種類
特定相談支援事業
障害児相談支援事業
- 5 事業の主たる対象者
特定なし

◎江東区告示第 1 9 8 号

下記事件につき、令和 8 年第 2 回江東区議会定例会を 6 月 1 0 日に招集する。

令和 8 年 6 月 3 日

江東区長 大久保 朋 果

記

- 1 令和 7 年度江東区繰越明許費繰越計算書について
- 2 令和 8 年度江東区一般会計補正予算（第 1 号）
- 3 債権の放棄について
- 4 江東区女性福祉資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について
- 5 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起について
- 6 包括外部監査契約の締結について
- 7 東深川橋塗装工事請負契約

- 8 江東区立豊洲小学校校舎その他改修工事請負契約
- 9 江東区立豊洲小学校校舎その他電気設備改修工事請負契約
- 10 江東区立豊洲小学校校舎その他機械設備改修工事請負契約
- 11 江東区立枝川小学校校舎その他改修工事請負契約
- 12 江東区立枝川小学校校舎その他電気設備改修工事請負契約
- 13 江東区立枝川小学校校舎その他機械設備改修工事請負契約
- 14 江東区立第六砂町小学校改築工事請負契約
- 15 江東区立第六砂町小学校改築電気設備工事請負契約
- 16 江東区立第六砂町小学校改築機械設備工事請負契約
- 17 江東区庁舎照明器具改修工事請負契約
- 18 議決を得た契約の契約変更について（砂潮橋改修工事請負契約）
- 19 議決を得た契約の契約変更について（大島橋架替工事（その1）請負契約）
- 20 議決を得た契約の契約変更について（緑橋架替工事（その1）請負契約）
- 21 議決を得た契約の契約変更について（横十間川水門橋改築工事請負契約）
- 22 議決を得た契約の契約変更について（若洲公園整備事業（特定公園施設）整備工事請負契約）
- 23 議決を得た契約の契約変更について（南砂緑道公園改修工事請負契約）
- 24 議決を得た契約の契約変更について（江東区江東公会堂電気設備改修工事請負契約）
- 25 議決を得た契約の契約変更について（江東区江東公会堂機械設備改修工事請負契約）
- 26 議決を得た契約の契約変更について（特別養護老人ホーム塩浜ホーム電気設備改修工事請負契約）
- 27 議決を得た契約の契約変更について（特別養護老人ホーム塩浜ホーム機械設備改修工事請負契約）
- 28 議決を得た契約の契約変更について（江東区亀高第二保育園改修工事請負契約）
- 29 議決を得た契約の契約変更について（江東区立小名木川小学校改築電気設備工事請負契約）
- 30 議決を得た契約の契約変更について（江東区立小名木川小学校改築機械設備工事請負契

約）

- 31 議決を得た契約の契約変更について（江東区立第二南砂中学校校舎その他電気設備改修工事請負契約）
- 32 議決を得た契約の契約変更について（江東きっずクラブ北砂増築その他改修工事請負契約）
- 33 江東区個人番号の利用並びに特定個人情報の利用及び提供に関する条例の一部を改正する条例
- 34 江東区職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例
- 35 江東区特別区税条例の一部を改正する条例
- 36 江東区自転車の放置防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例
- 37 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

◎江東区告示第199号

介護保険法第79条第1項の規定により指定居宅介護支援事業者を指定したので、同法第85条の規定に基づき、下記のとおり告示する。

令和8年6月5日

江東区長 大久保 朋 果
記

- 1 介護保険事業所番号
1370807404
- 2 事業所の名称及び所在地
ラック亀戸
東京都江東区亀戸1-8-5小林ビルディング1階
- 3 事業者の名称、所在地及び代表者
株式会社ラックコーポレーション
東京都墨田区京島1-47-17
代表取締役 長島 肇
- 4 指定年月日
令和8年6月1日
- 5 サービスの種類
居宅介護支援

告 示 (教)

◎江東区教育委員会告示第 7 号

江東区文化財保護条例（昭和 55 年 10 月江東区条例第 32 号）第 10 条第 1 項の規定に基づき、下記について江東区指定文化財に指定する。

令和 8 年 5 月 12 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

新規指定

1 江東区有形文化財（建造物）

(1) 石造宝篋印塔 寛永 5 年在銘

江東区亀戸 3 - 42 - 1 光明寺

昭和 62 年 3 月 26 日登録

2 江東区有形民俗文化財

(1) 庚申塔 正徳 2 年在銘

江東区大島 8 - 19 - 12 子安児童遊園

昭和 58 年 3 月 25 日登録

◎江東区教育委員会告示第 8 号

江東区文化財保護条例（昭和 55 年 10 月江東区条例第 32 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、下記について江東区登録文化財に登録する。

令和 8 年 5 月 12 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

新規指定

1 江東区有形文化財（歴史資料）

(1) 大慈大悲地藏菩薩碑（残欠）

江東区富岡 1 - 15 - 1 永代寺

◎江東区教育委員会告示第 9 号

江東区文化財保護条例（昭和 55 年 10 月江東区条例第 32 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき、下記について江東区登録文化財の登録を解除する。

令和 8 年 5 月 12 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

登録解除

1 江東区有形文化財（歴史資料）

(1) 志満寿佐久良碑

江東区富岡 1 - 17 - 13 深川不動堂
(滅失のため)

◎江東区教育委員会告示第 10 号

下記により、令和 8 年第 5 回江東区教育委員会定例会を招集する。

令和 8 年 5 月 26 日

江東区教育委員会

教育長 本 多 健一朗

記

1 日時 令和 8 年 5 月 29 日（金）午前 10 時

2 場所 江東区役所

3 議題

日程第 1 議案第 26 号 令和 8 年度江東区一般会計補正予算（第 1 号）に関する意見聴取

日程第 2 議案第 27 号 江東区奨学資金貸付金の返還請求に関する民事訴訟の提起に関する意見聴取

日程第 3 議案第 28 号 江東区立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例に関する意見聴取

日程第 4 議案第 29 号 江東区立幼稚園教育職員の通勤手当支給規程の一部改正

日程第 5 議案第 30 号 江東区立第六砂町小学校改築工事請負契約に関する意見聴取

日程第 6 議案第 31 号 江東区立第六砂町小学校改築電気設備工事請負契約に関する意見聴取

日程第 7 議案第 32 号 江東区立第六砂町小学校改築機械設備工事請負契約に関する意見聴取

日程第 8 議案第 33 号 江東区立枝川小学校校舎その他改修工事請負契約に関する意見聴取

- 日程第 9 議案第 34 号 江東区立枝川小学校校舎その他電気設備改修工事請負契約に関する意見聴取
- 日程第 10 議案第 35 号 江東区立枝川小学校校舎その他機械設備改修工事請負契約に関する意見聴取
- 日程第 11 議案第 36 号 江東区立豊洲小学校校舎その他改修工事請負契約に関する意見聴取
- 日程第 12 議案第 37 号 江東区立豊洲小学校校舎その他電気設備改修工事請負契約に関する意見聴取
- 日程第 13 議案第 38 号 江東区立豊洲小学校校舎その他機械設備改修工事請負契約に関する意見聴取
- 日程第 14 議案第 39 号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取
（江東区立小名木川小学校改築電気設備工事）
- 日程第 15 議案第 40 号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取
（江東区立小名木川小学校改築機械設備工事）
- 日程第 16 議案第 41 号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取
（江東区立第二南砂中学校校舎その他電気設備改修工事）
- 日程第 17 議案第 42 号 議決を得た契約の契約変更に関する意見聴取
（江東きつずクラブ北砂増築その他改修工事請負契約）
- 4 報告事項
（1） 学校施設の収容対策について ほか
- 5 協議事項
（1） 江東区マンション建設計画の事前届出等に関する条例第 10 条に定める施設状況の公表について ほか

告 示 (選)

◎江東区選挙管理委員会告示第 1 7 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 2 8 条第 4 号の規定により、江東区の選挙人名簿から、別紙のとおり 3 名を抹消した。

令和 8 年 6 月 1 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

◎江東区選挙管理委員会告示第 1 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 7 4 条第 1 項及び第 7 5 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成 1 6 年法律第 5 9 号）第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数並びに地方自治法第 7 6 条第 1 項、第 8 0 条第 1 項、第 8 1 条第 1 項及び第 8 6 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 8 条第 1 項の規定による選挙権を有する者の総数の 4 0 万を超える数の 6 分の 1 の数と 4 0 万の 3 分の 1 の数とを合算した数並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 1 項及び第 5 条第 1 5 項の規定による選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数は、次のとおりである。

令和 8 年 6 月 1 日

江東区選挙管理委員会

- 1 選挙権を有する者の総数の 5 0 分の 1 の数
8, 6 5 9
- 2 選挙権を有する者の総数の 4 0 万を超える数の 6 分の 1 の数と 4 0 万の 3 分の 1 の数とを合算した数
1 3 8, 8 2 4
- 3 選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数
7 2, 1 5 7

◎江東区選挙管理委員会告示第 1 9 号

公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）第 3 0 条の 1 1 の規定により、江東区の在外選挙人名簿から、別紙のとおり 1 名を抹消した。

令和 8 年 6 月 1 日

江東区選挙管理委員会

〔別紙省略〕

告 示 (監)

◎江東区監査委員告示第 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 条第 9 項、江東区監査基準（令和 2 年 4 月 1 日江東区監査委員訓令甲第 1 号）第 1 7 条の規定に基づき、令和 7 年度第 4 回定期財務監査の結果を別紙のとおり公表する。

令和 8 年 5 月 1 5 日

江東区監査委員	豊 島 成 彦
同	佐 竹 としこ
同	金 子 ひさし
同	高 村 きよみ

〔別紙〕

令和 7 年度第 4 回定期財務監査報告書

第 1 監査の範囲

1 監査の対象事項

令和 5 年度、6 年度及び 7 年度における小学校、中学校及び幼稚園（以下「学校（園）」という。）の財務に関する事務の執行状況及び施設の管理状況について監査を実施した。

なお、本年度は、「特別教室（図工室、美術室、家庭科室等）における安全管理について」を重点監査項目とした。

2 監査の対象施設

(1) 小学校（1 6 校）

八名川、数矢、東陽、扇橋、東川、豊洲、豊洲西、豊洲北、辰巳、浅間堅川、第一大島、第五大島、第二砂町、第四砂町、小名木川、南砂

(2) 中学校（8 校）

深川第六、深川第八、辰巳、東陽、第二亀戸、第二大島、砂町、第四砂町

(3) 幼稚園（4 園）

つばめ、第三大島、東砂、みどり

3 監査の実施期日

令和 8 年 1 月 1 9 日（月）から同年 2 月 1 8 日（水）までのうち 1 6 日間

第 2 監査の手続

監査対象施設の概要及び歳出予算の執行状況等の関係資料の提出を求め、監査当日は、関係職員の説明を聴取しつつ、関係書類及び帳簿との照査突合を行うとともに、施設の内外についても必要と認める監査を実施した。

第 3 監査の結果

監査対象施設の財務に関する事務及び施設管理は、法令等に従い、概ね適正かつ効率的に執行又は処理されていると認められ、また重点監査項目の特別教室（図工室、美術室、家庭科室等）における安全管理についても、

特に指摘する事項はないが、一部において不適正な事例があったので別項で意見を付す。

なお、監査の際に散見された事務上の軽微な誤りについては、各学校（園）及び関係部署に対し、口頭で改善を促した。

第4 監査委員意見

1 重点監査項目について

今年度は、特別教室（図工室、美術室、家庭科室等）における安全管理を重点監査項目として監査を実施した。その結果、概ね適正に管理されていることを確認したが、一部の学校（園）において、以下のような不適正な管理を行っている事例が見られた。

- (1) 刃物及び工具類（以下「刃物類」という。）について、総数が台帳と一致していない、又は台帳が未作成であるため、全体数を把握できていない。
- (2) 刃物類について、ナンバリングによる管理を行っておらず、総数の管理が不十分である。
- (3) 糸のこ盤について、刃を装着したままの状態保管されているものや、廃棄予定の刃が容器内に放置されたままになっている。
- (4) 特別教室や準備室の整理整頓が行き届いておらず、また、棚の上部に置かれている物品の整理が不十分である。

刃物類の紛失等による事故を未然に防ぐためには、総数の適正な管理が極めて重要である。そのため、台帳の作成や保管場所へ総数の表示を行い、使用後に確実に返却されていることを確認できる体制を整えられたい。また、廃棄時等には、速やかに台帳や保管場所の総数表示を訂正することが求められる。あわせて、刃物類をナンバリングすることにより総数を適正に管理されたい。

児童・生徒の事故及び教職員の公務災害の防止の観点から、学校（園）全体として、改めて総点検を実施されたい。

2 備品の管理について

備品台帳と備品の照合を行ったところ、次のような事例が見られた。

- (1) 備品台帳には登録されているものの、現物を確認できない備品があった。
- (2) 備品シールが貼付されているにもかかわらず、備品台帳に記載されていない物品が確認された。
- (3) 備品台帳に登録されている取得日が、当該備品の納品後に実施された検査の完了日と整合していない。

学校（園）は教室数や使用場所が多く、備品管理が煩雑になりやすい状況にあるが、備品台帳は区の財産管理の根拠となる重要な帳簿であり、現物と常に一致した状態が保持される必要がある。備品台帳に記載されている設置場所等

の情報を活用し、各備品の所在を的確に把握するなど、管理の徹底を図られたい。また、備品は区の財産であることを十分に認識した上で、江東区物品管理規則に基づき、適正かつ確実な管理を行われたい。

区 議 会

◎区議会議決事項（令和 8 年第 1 回臨時会）

5 月 2 5 日、会期 1 日で開会した令和 8 年第 1 回江東区議会臨時会において、別記の事項を議決した。

1 選任同意（区長提出）

議案第 3 8 号 江東区監査委員選任同意方について

山 本 香代子

矢 次 浩 二

（5 月 2 5 日同意）

2 報告（区長提出）

報告第 1 号 専決処分した事件の報告及び承認について

（5 月 2 5 日承認）

3 議案（議員提出）

議案第 2 号 江東区議会議規則の一部を改正する規則

議案第 3 号 防災・まちづくり対策特別委員会の付託事件の変更について

（以上 5 月 2 5 日原案可決）

4 その他の議決事項等

常任委員会委員の選任について

議会運営委員会委員の選任について

（以上 5 月 2 5 日選任）

特別委員会委員の辞任許可及び選任について

（以上 5 月 2 5 日許可及び選任）

議長辞職許可について

副議長辞職許可について

（以上 5 月 2 5 日許可）

議長選挙 川 北 直 人（当選）

副議長選挙 高 村 きよみ（当選）

（以上 5 月 2 5 日選挙）